省令

○法務省令第四号

人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月十五日　法務大臣　金田　勝年

人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省令

人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「美濃加茂人権擁護委員協議会」を「可茂人権擁護委員協議会」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○財務省令第六号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、政府短期証券及び割引短期国庫債券の取扱いに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月十五日　財務大臣　麻生　太郎

政府短期証券及び割引短期国庫債券の取扱いに関する省令の一部を改正する省令

政府短期証券及び割引短期国庫債券の取扱いに関する省令（平成十四年財務省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（振替単位） **第二条**　前条の政府短期証券及び割引短期国庫債券の額面金額の最低額（以下この条において「最低額面金額」という。）は、国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第三条及び政府資金調達事務取扱規則第四条の規定にかかわらず、五万円とし、振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	（振替単位） **第二条**　前条の政府短期証券及び割引短期国庫債券の額面金額の最低額（以下この条において「最低額面金額」という。）は、国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第三条及び政府資金調達事務取扱規則第四条の規定にかかわらず、一千万円とし、振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行し、同日以後の日を償還期限とする政府短期証券及び割引短期国庫債券について適用する。

○文部科学省令第六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第五条の二及び第五条の三の規定に基づき、へき地教育振興法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月十五日　文部科学大臣　松野　博一

へき地教育振興法施行規則の一部を改正する省令

へき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「都道府県」の下に「又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第六条第二項第一号において「指定都市」という。）」を加える。

第二条第九号中「第一項」及び「又は同法第四条の規定による再委託」を削る。

第六条第二項第一号中「都道府県」の下に「（指定都市の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程並びに共同調理場については、当該指定都市。次条において同じ。）」を加える。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

告示

○内閣府
法務省告示第二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十三条の規定に基づき、法務省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件を次のように定める。

平成二十九年三月十五日
内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　金田　勝年

法務省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件

法務省関係総合特別区域法第五十三条に規定する措置を定める件（平成二十五年内閣府・法務省告示第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号ニ中(7)を(9)とし、(3)から(6)までを(5)から(8)までとし、(2)を(3)とし、(3)の次に次のように加える。

(4)　長期休暇の取得に関する事項

第二条第一号ニ(1)の次に次のように加える。

(2)　特定伝統料理の修得状況の評価に関する事項

第二条第一号ホ中「二年」を「五年」に改める。

○法務省告示第百三十七号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月十五日　法務大臣　金田　勝年

第二十二号中「第三十九条」を「第四十条第二項」に、「並びに厚生労働大臣」を「並びに都道府県知事」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○外務省告示第九十一号

平成二十九年三月一日にアンマンで、ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日本側　櫻井修一在ヨルダン大使
ヨルダン側　イマード・ファーフーリー計画・国際協力大臣

平成二十九年三月十五日

外務大臣　岸田　文雄